

令和3年度 第4回
江東区地域福祉計画策定会議
会議録

令和3年10月12日

令和3年度 第4回江東区地域福祉計画策定会議

令和3年10月12日（火）午後1時30分～午後3時30分
江東区文化センター6階 第1・2研修室

○次 第

1 開 会

2 議 事

（1）江東区地域福祉計画（素案）について

（2）その他

3 閉会

【配布資料】

資料1 江東区地域福祉計画（素案）

参考1 江東区地域福祉計画（素案）に関する意見
意見シート（地域福祉計画素案関係）

○委員(敬称略)

出席 19 名 欠席 0 名

	役職	氏名	所属団体	出欠
1	会長	長倉 真寿美	立教大学コミュニティ福祉学部福祉学科教授	出席*
2	副会長	岡田 哲郎	東京通信大学人間福祉学部助教	出席
3	委員	秋山 三郎	NPO 法人東京養育家庭の会川の手支部副支部長	出席
4	委員	飯塚 勝	江東区老人クラブ連合会会長	出席
5	委員	伊藤 善彦	社会福祉法人江東楓の会理事長	出席
6	委員	稲見 晃一	江東区医師会理事	出席*
7	委員	岩田 安正	青少年委員会会長	出席*
8	委員	落合 香代子	一般社団法人 ママリングス代表理事	出席
9	委員	金山 見学	江東区民生・児童委員協議会北砂地区会長 江東区保護司会監事	出席
10	委員	河野 久忠	NPO 法人青少年自立援助センター理事長	出席
11	委員	杉浦 正人	社会福祉法人新栄会 王子事業所所長	出席
12	委員	田村 満子	NPO 法人こどもの発達療育研究所理事長	出席*
13	委員	土屋 喜美子	江東区社会福祉協議会総務課認定調査係長	出席
14	委員	中垣 風見子	社会福祉法人ことぶき会	出席
15	委員	宮崎 英則	ボランティア連絡会会長	出席
16	委員	吉野 義道	多世代交流の里 砂町よっちゃん家管理者	出席
17	委員	渡辺 恵司	大島連合町会会長	出席
18	委員	中澤 孝至	公募委員	出席*
19	委員	三宅 由美子	公募委員	出席*

*web 出席

○事務局

	役職	氏名	備考
1	福祉部長	武越 信明	
2	福祉課長	梅村 英明	

○傍聴

なし

※注 原則は公開。ただし、今回は新型コロナウイルスの感染状況を踏まえて傍聴席を設けなかったため、傍聴なし。

1 開会

○**会長** 皆様、こんにちは。定刻になりましたので、これより令和3年度第4回江東区地域福祉計画策定会議を開会致します。

委員の皆様にはご多忙の処、ご出席を賜りまして誠にありがとうございます。本日はどうぞ宜しくお願い致します。本日は新型コロナウイルス感染拡大防止のため私を含めて6名の委員がZoomで参加をさせていただくということになっております。欠席のご連絡はありませんので、委員の皆様全員がご出席ということです。傍聴については、前回同様に新型コロナウイルスの感染拡大防止の観点から事務局と相談の上、傍聴席を設けておりません。次回以降の対応については感染状況を見ながら適宜判断をして参りたいと思います。それでは議題に沿って進行させていただきます。議題(1)は、江東区地域福祉計画(素案)について事務局より説明をお願い致します。

○**事務局** 皆様、本日はお忙しい中ご出席をいただきまして誠にありがとうございます。説明に入る前に事務局より何点か確認をさせていただきたいと思います。まず、本日の資料の確認でございます。事前に送付したものがありませんが、本日お持ちでない方がいらっしゃいましたら、挙手をお願いできますでしょうか。宜しいでしょうか。

続きまして、本日の会議運営についてです。Zoomとの併用となっております。Zoomで参加の委員にお願いがございますが、通常マイクはoffにさせていただいて、発言の際に手上げサインをクリックしていただき、副会長に指名されたらマイクをonにして発言していただきたいと思えます。ご発言ははっきりとゆっくりとお願い致します。また、いつもと同様にセキュリティの関係がございますので、個人情報につきましては言及されないようお願い致します。

それでは議題の説明に入らせていただきます。

2 議事

(1) 江東区地域福祉計画(素案)について

○**事務局** 議題(1)江東区地域福祉計画(素案)について、ご説明をさせていただきます。資料1の説明に入ります前に、これまでの策定経過と今後の予定につきましてご説明をさせていただきます。

昨年6月から10月にかけて、区民・団体・区・社協職員に対しまして、福祉の課題や課題解決の方向性に関する調査を実施し、およそ500の意見が寄せられました。本年1月にはそれらの意見を基に地域福祉に関するアンケートの設問を設定し、区民3,000名に対して調査を実施しました。以上の調査結果を踏まえ、本年1月から2月に委員の皆様と文書にて意見交換を2度程させていただき、課題や施策体系を整理しました。そして4月にグループワークを実施し、基本理念、基本方針についてご検討いただき、6月に施策体系と合わせて、計画の骨子を決定させていただきました。その後、骨子をベースに各取組を記載した素案につきまして、7月に郵送により意見交換を行い、さらに8月30日の策定会議では新型コロナウイルスの感染拡大のため書面開催とさせていただきますでしたが、委員より多くの意見をいただきました。これまでの間、委員の皆様には何度もご意見をお寄せいただき、誠にありがとうございます。年内は、本日より11月16日の策定会議を予定しており、11月の段階で素案を決定し、その素案に基づいて12月に議会に報告し、パブリックコメントを実施する予定としております。また、来年の2月上旬を目途に策定会議を開催し、そこで計画案を決定することを予定しております。これまでの策定経過と今後の予定については以上です。

それでは計画の素案につきまして、概要と前回の素案からの主な修正箇所の説明をさせていただきます。資料1 ページをお開きください。

第1章 計画策定の基本的な考え方 です。1 計画策定の趣旨では、少子高齢化、核家族化の進行、地域コミュニティの希薄化に伴い、家族や地域のつながりで解決することが難しくなったり、8050問題など既存の福祉制度では対応しきれない課題が生じていることを踏まえ、地域や行政のつながりづくりに努め、関係者等との連携を一層進める必要があることから、地域福祉計画を策定する、としております。下の方に赤字で下線を付してある部分が修正箇所でございますが、委員からのご意見で「共助だけでなく自助の視点も入れるべき」というご意見があり、それを踏まえてこの文章を追加致しました。

2 ページをご覧ください。2 計画の位置づけ です。こちらにつきましては、長期計画の下位計画であり、高齢、障害、こども等の福祉分野の個別計画の上位計画として地域福祉を推進するための基本指針となる旨を記載しております。

4 ページをご覧ください。3 計画の期間 です。令和4年度から7年度の4年間としております。これは次期計画期間を8年度から11年度の4年間とすることで令和12年度からは上位計画である長期計画の計画期間と合わせることを意図したものでございます。

6 ページをお開きください。4 計画の策定体系と策定経過 です。区民意見等の募集、区民アンケート調査、外部委員により構成される江東区地域福祉計画策定会議の実施概要を記載しております。

9 ページをご覧ください。5 計画の基本理念と基本方針 です。基本理念と基本方針については、前回ご説明したとおり、策定会議委員のグループワークワークで出されたキーワードを基に記載のとおり作成しております。

続きまして11 ページをご覧ください。6 圏域の考え方 です。地域福祉活動に取り組む区域について、区全域、住民に身近な小圏域、小圏域の課題を取りまとめ支援する中圏域の3段階ということで記載しております。

続きまして13 ページをご覧ください。第2章 計画の背景 です。1 地域福祉を取り巻く動向につきましては、特にSDGsについて委員の皆様から多くご意見をいただきました。「関連性の深いSDGsの目標をこれではなく他のものにすべきである」「ターゲットへの対応等を具体的に記載すべきである」といった意見があった一方で、「地域福祉計画は区民の生活に根差した課題、地域福祉を取り巻く社会問題を背景に作られるものであり、冒頭に記載することに違和感を覚える」「社会福祉法の改正が当計画の直接のきっかけであり、こちらを先にした方がいいのでは」といった意見をいただきました。これらの意見を事務局で検討した結果、江東区地域福祉計画は社会福祉法の第107条の規定する市町村地域福祉計画として策定するという、本区の長期計画においてあらゆる施策においてSDGsを念頭に取り組むとしていること、以上の2点を踏まえた結果、順番を入れ替えて(1)に社会福祉法等の改正経過、(2)にSDGsの視点ということで記載したところでございます。なお、SDGsの下段に記載の目標にも様々なご意見がありましたが、こちらにつきましては、江東区長期計画において関連性が高いとされている目標を記載しております。

15 ページをご覧ください。2 江東区の現状 です。まず、(1)に区の基本データとして人口等を記載しております。

23 ページをご覧ください。(2) 地域福祉に関する意識調査です。区民、区・社協職員の意見等を記載しております。25 ページからは区民アンケートの抜粋を記載しております。

31 ページをお開きください。第3章 施策の推進 です。1 施策の体系は、基本理念、基本方針、施策、取組方針の関連性について記載しております。

32 ページをお開きください。2 包括的な支援体制 につきましては、包括的な相談支援体制のイメージ図と関係者の役割、取組例を新たに記載しております。

34 ページをお開きください。3 施策と取組 です。ここからは施策の体系に基づき、基本方針の施策ごとに取組方針を記載しております。地域福祉計画は各分野に共通して必要となる取組について記載しており、高齢者、障害者、子ども、青少年といった個別の分野に特化した具体的な取組については分野別計画に記載するものとして整理しております。それぞれの取組には読まれた方がイメージしやすいようにカッコで取組例を記載しています。こちらは区の既存の取組、今後検討すべき事項を中心に例示したものであり、区のすべての取組を記載している訳ではありません。

34 ページを例にご説明を致します。まず、基本方針 I 3つのつながりをつくる として説明文があり、その下に施策「地域のつながりをつくる」の説明文と課題を記載しております。さらにその下に、同施策内の取組方針ごとに取組内容、取組例を記載しております。取組方針 1-1 気軽に集える場の創設では、多世代交流の場、子ども・高齢者・障害者が気軽に集える場を拡充します とし、例として青少年の居場所づくり、老人クラブの活動充実等を記載しております。

38 ページをご覧ください。取組方針 4-1 の上から 2 つ目の○は、「リード文に外国人という記載があるものの、取組内容についての記載がない」や「外国語標記の看板を増やす等の取組を追加すべき」といったご意見を踏まえて追加したものでございます。

42 ページをご覧ください。取組方針 7-1 誰もが活躍できる場づくり の上から 2 つ目の○は、「共働き、ひとり親世帯の社会参加の促進を追加すべき」というご意見を踏まえて追加したものでございます。

51 ページをご覧ください。資料編となっております。こちらにいくつか用語例を書いております。事務局から示した案でもいくつかの用語解説を載せた上で委員の皆様からご意見を伺ったところ、「これもわからない」「これも用語解説に入れて欲しい」というご意見がありました。それらのものが多数あったために、事務局としては資料編に用語解説集みたいなものをつけることを検討しております。また本編に入れるものと、資料編の中に入れるものの整理につきましては、これから検討を進めていきたいと考えております。素案についての説明は以上となります。

なお、参考 1 として委員からいただいたご意見に対する対応をまとめておりますので、後程ご参照願います。

○会長 ありがとうございます。それでは質疑に入りますが、これからは副会長に会場の進行をお願いしたいと思います。副会長、宜しくお願い致します。

○副会長 進行を預からせていただきます、副会長の岡田です。皆さんどうぞ宜しくお願い致します。少し整理させていただきます。事務局から地域福祉計画策定会議のメンバーだけではなく、様々な区民の皆さんからの意見に基づいてここまでやってきたというプロセスを話していただきました。これから今回と次回の 2 回で地域福祉計画の素案をまとめるという段階にきています。

地域福祉計画は作っておしまいでなくて、作ってからが勝負といえますか、トライアンドエラーでこの計画を動かしていく、そこから本番ということになります。とは言え、この素案をどうつくるかが大事ですので、今日はその議論になります。

前回の書面会議の結果は参考 1 の資料にまとまっています。私もたくさん意見をさせていただきましたが、皆さんの意見がこのようにまとまってきました、その結果、本当にたくさん赤が入っていますが、このように修正されてきたということになります。ですので、これまでの議論がありますので、その意見を覆すということではない訳ですけども、これまでの議論との整合性が取れているのかということでは、皆様に気になるところがあるかと思います。また、改めてこの場で強調したいことを今回話していただくと、また素案に反映されていくこととなります。

そして、皆さんのお手元に意見シートがございます。今回の会議は 1 時間半と限られています

ので、本日この会議の中で話せなかった意見をシートに書いていただくと、さらに素案に反映されていくことになります。特に素案の 32 ページに「包括的な支援体制」という図が初めて掲載されました。この図と文章とのつながりや整合性が取れているのか、区民の皆様が目にする図になりますので、ご意見をいただきながら議論を進めていければと思います。

会場の皆さんは挙手で、オンライン参加の皆様はご意見のある度に挙手のマークを押していただけだと思います。それでは、議題 1 江東区地域福祉計画（素案）についてご意見ある方は挙手をお願い致します。

○委員 前回質問させていただいたこと、素案を拝見してわからなかった 3 点を伺いたいと思います。

①今年度に入ってからこの地域福祉計画の中に「女性」という文言を入れていただきたいという意見を 3 回位出しているんですけども、それが反映されていない理由についてです。何故それを言うのかと申しますと、厚労省の平成 14 年に出されている地域福祉計画の策定に関する資料を拝見したところ、男女共同参画という文言がしっかり残っておりまして、そこがどこの文脈で抜け落ちたのかわからないので、まず、それを識者の先生方からご教示いただければと思います。ほかの自治体等の地域福祉計画を拝見しても男女共同参画ということが出てこないんです。32 ページの支援体制の図の中にも男女共同参画推進センターは入っていない訳で、何故、厚労省で平成 14 年に地域福祉計画の策定に関しての議論が始まったところに入っている文言が入っていないのか、ということをお教えいただきたいです。

今まで地域福祉計画の中で「女性」という文言を入れていただきたいと何度かお伝えしているのは、コロナ禍において特に女性の非正規雇用者が非常に困窮しているということがデータでも明らかになっています。また、江東区長期福祉計画では SDGs の 16 番を掲げているようですが、私は「暴力・虐待等」のところをやらせていただいておりますが、虐待というのは「子ども、高齢者、女性」というところで連鎖することが研究者では当然のように言われております。この地域福祉計画の中に入っている DV に関して、女性の DV 被害者が圧倒的に多い。性暴力等の犯罪行為でも男性よりも女性の方が多いというのは明らかにわかっていることなのに、何故、文言として入ってこないのか、という点を教えていただきたいです。

②もう 1 点は SDGs に関して、他の委員からも「SDGs に関しての議論はなかったですよ」というところと、あと「ターゲットを明記した方がいいのではないかと」というご意見が前回出ていたと思うんですが、今回新たに資料もつくられるということなので、資料にターゲットも明記していただきたいと思っています。

私はこの目標 17 の長期計画で実現に向けて最も重視している 17 と 16 が掲げられているので、地域福祉計画の中で外すことはできないと個人的に認識しているんですけども、この「グローバルパートナーシップで目標を達成する」という目標が、何故、基礎自治体でグローバルパートナーシップというものが切り出されているのか理由がわからない。特に外務省では、SDGs の導入に関して日本流に使いやすいように、特に自治体ではパートナーシップというところだけ切り出して 17 番を掲げているんだと思うんですけども、こちらは国際協力という文脈で使われておりまして、国内で、しかも基礎自治体の江東区で使うのであれば、江東区の長期目標で江東区の未来をどういう形にしていくのかを明らかにしていけないとお題目で終わってしまうのではないかと、どこに向かっていくのが明確ではないように私には映ります。SDGs を取り出して議論するときには、やはりターゲットのどこにあてて議論を進めているのかという文脈でお話されることが多いので、目標の中にもあらゆるターゲットが出てくるので、何をもって長期計画の中や地域福祉計画の中のどこに絞って我々は向かっていくのかをきちんと出していただきたいと思いました。こういう言い方をしたら申し訳ないですが、SDGs のこういう打ち出し方はちょっと恥ずかしいと私

は思いました。社会福祉法等の改正が前にくるとというのは、何故この計画をつくっているかがわかっていないと思いました。

③最後に今日気が付いたことですが、1 ページ目の計画策定の趣旨の 1 行目の最後に「これまで家族や地域のつながりで解決してきたことが」という言葉があります。地域福祉計画でターゲットにしている課題にはこれまで家族や地域のつながりで解決してきたこともあれば、これまで家族や地域のつながりで全く解決してこなかったことも含まれているだろうと思ひまして、この表記が相応しいのかを疑問に思いました。この言葉が入っていると、これまでは地域のつながりや家族で解決してきたことをこれからどうするのか、という文脈に受取られると思ひました。長くなって恐縮ですけれども、以上 3 点、ご回答をお願いします。

○副会長 はい、委員から根拠に基づいての質問をいただきました。まず、3 番目。こちらの趣旨の部分が 1 番最初に来ていまして、ここはかなり大事な部分です。私も気になる部分がありますので、委員から話されたように気になるところを挙げていただくと、修正していけるのかなと思ひます。

3 番目については委員の意見はおっしゃるとおりですね。家族や地域の中だけに押し込めていたものだけではない、そういう課題にも対応していく訳です。そして、1 番、2 番について、1 番は女性、ジェンダーという部分はとても大切ですね。ここは何度も委員からご指摘いただいていたのに何故入らないのか。というところ。

○委員 何故入らないのか、何故入れないのかの理由を教えてください。

○副会長 事務局からお願いします。

○事務局 ご質問の 1 点目の「女性」の部分です。「施策体系」がございまして、こちらにつきましては、まず、区民からいただいた課題を整理して、その整理の際には委員からの意見を聞いて「施策体系」をつくったところがございます。この施策体系は縦割りというよりも横割りの部分があるので、それらのものを含めた形の施策体系となっております。体系についてはご理解をいただきたいと考えております。そのことを前提に「ここをこうの方がいい」「これを入れた方がいい」というご意見があれば、是非伺いをさせていただきたいと思っております。

2 つ目の SDGs の関係でございまして。こちらには本当に様々な意見があり、「ターゲットまで含めて書くべきだ」というご意見から、「記載しないこともあるんじゃないか」というご意見までありました。そこで事務局としては長期計画で記載している記載内容をそのまま引用することといたしました。長期計画において地域福祉を含む大綱と関連の深い目標を位置付ける形で記載しております。

3 つ目の質問です。確かに「家族とか地域のつながりで解決してきたことができなくなった」という文章が書いてあります。そのことが 1 つ目で、2 つ目として、「また」でつないでおりまして、「制度の狭間等で支援が届かないケース等・・・」ということで、2 つ例示をしております。

○委員 お電話でも、区民の意見と委員の意見で策定してきたので「女性」という文言が抜けたのはそれが理由ですよ、と受け取れるようなご説明だったと思ひていまして、今日のご説明も同様かなと思ひます。区民の意見と委員の意見にそれがなかったので入らなかった、そういう理解でよろしいでしょうか。

○事務局 そういう訳ではございません。そういった意見をどのように整理するかという中でこ

のような形に整理したということです。

○委員 もう少し教えていただきたいですけれども、この計画の中、全般で高齢者やこどもという言葉、生活困窮者、外国人というハッキリとグループ、ターゲットが明記されるような文言が出てくるんですね。先程も申し上げたように「女性」というカテゴリーは支援対象になることが各年代層で非常に大きいことはここにいる我々みんな熟知しているところですが、その言葉が何故入らないのかを教えていただきたい。元々は平成14年に厚労省が出した中に男女共同参画というものが明記されていまして、特にこの計画の中に入って来るDVであるとか、長期目標の中の掲げていらっしゃる目標16暴力をなくすというところでは自治体ではそれに対応されているのは男女共同参画推進センターだと思うんですが、そういったところが文言として出てこないのは何故か、というのを教えていただきたい。

○事務局 繰り返しになって申し訳ないですが、31ページに施策体系を整理させていたでいるので、この中でこう記載すべきであるという具体的な意見がございましたら、是非ともお示しいただきたいと思えます。

○委員 それはつまり施策体系の中に女性というものを入れてくださいという意見を言っていただけならいいですよ、という意味ですか。

○事務局 はい。

○委員 わかりました。あとこのSDGsに関しては、今のお話ですと長期計画ではこういったSDGsが出されており、地域福祉計画はそこに紐づきます、という意味でこの中に入れる訳ですね。加えてそのページが、13ページがSDGsの視点になっていますけれども、この13と14がひっくり返るということですか。

○事務局 ちょっと見づらいかもしれないですが、13ページの(1)と書いてあるのを消して、(2)にしてある。ということは(2)がSDGsの視点で、14ページが(1)になって社会福祉法等の改正になるということです。先程も少し申し上げましたが、SDGsについては委員から色々な意見が出ているところなので、宜しければこの中でも委員の皆様からSDGsに関するご意見を伺いたいと思えます。

○委員 ありがとうございます。SDGsを学ぶこと、紐づけて表記することは大事だと思うんですが、どこに向かうのかわからないのであれば、他の委員がおっしゃっていたように表記しなくてもいいのかなとも思うので、ご説明いただいてありがとうございました。

質問③の「これまで家族や地域のつながりで解決してきたことが」というところと、それだけではなくて他にも問題があって「制度の狭間で支援が届かないといった問題がある」ということで「8050問題」や「ダブルケア」、「ヤングケアラー」といった文言を続けていただいて、ご説明いただいているんだと思うんですが、これも意見を出させていただいたんですが、非常にこの3つの問題は大きな問題だと思うんですが、それ以外でも福祉の制度の狭間で届いていないケースや課題で全く毛色の違ったケースもある訳で、やはりちょっと違和感を覚えます。どこまで詳しく書くのかというのもまた問題になると思うので、また少し考えさせていただきたいと思えます。ありがとうございました。

○副会長 委員からは女性の観点、ジェンダーの観点を計画にもっと入れて欲しいということで、事務局からは具体的に今回の意見シートにも書いていただければ、それが議論の俎上に乗ってきます、ということです。地域福祉計画はやはり社会的な排除というところで見過ごしがちな観点をどのように入れていくかという点が大変大事です。そして得てしてこういう観点は恣意的といえますか、声を上げていかないと人々の目に触れていきませんので、皆様も是非この会議の場でも仰っていただきたいと思います。

私からも伺います。SDGs の観点で 13 ページの 1 番下に「江東区長期計画において、関連性が高いとされている」と書いていますが、これは江東区長期計画において“地域福祉計画に”関連性が高いとされているという読み方で間違いないでしょうか。

○事務局 いえ、そういう訳ではございません。実は地域福祉計画が入っている施策が「地域福祉と生活支援の充実」というものでございまして、こちらが 13 ページに書いてある図の左下になるんですけども、「ともに支え合い健康に生き生きと暮らせるまち」という大綱に入るということになっています。この大綱と関連性が高いとしているものが、1、3、11 でございまして、16、17 が下にある「計画の実現に向けて」という、いわゆる包括的な部分のものに対する関連性が高いものとされているということで例示をしたということです。

あと 1 点、当初、事務局として下の記載は別案を検討しておりましたが、委員から載せた方がいいのではないかとのご意見や様々なご意見があったことから、長期計画から引用してくるのが良いと考え、現在の素案になっております。

○副会長 ご説明ありがとうございます。私も SDGs に関しては意見させていただきまして、それはこの地域福祉計画の中でやはり議論がされていなかったもので、これを議論するとなるともっとも時間もいるなということ、そして SDGs は結局全部つながっていますので、地域福祉計画に何がつながっているかというすべてですよね。そういう点ではちょっと議論が足りないのではないかというのは私自身も思っていたところです。今回事務局から SDGs に関して策定会議の委員の皆さんの意見をいただきたいということで、ここだけに議論を絞っても時間が足りませんので、皆様方も適宜ご意見をいただければと思います。それでは他にご意見いかがでしょうか。

○委員 少し細かいことになりますが、11 ページの 6 圏域の考え方。ここでは「高齢者、こども、子育て」という文言が入っているのですが、その後「子育て」という文言がほとんど見当たらない。例えば 34 ページを開いていただきますと、下の方に 1-1 地域のこども、高齢者、障害者というふうに入っているのですが、この「こども」というのは不登校とか、いわゆる幼児、もう少し上、18 歳までのあたりを考えているのか。それからここでは「子育て」というものは含まれていないのか。私はここに「地域のこども、子育て」という文言に続けていただく方が宜しいのかと思うのです。

35 ページの 1-3 でも高齢者、障害者、こども、保健等となっているのですが、こどもというのは 0 歳からになる訳で、0 歳は 1 人で行動できる訳ではないので、常に親子で動いている訳で、そこからすると「こども、子育て」という文言にした方が良いのではないかと思います。

○事務局 「こども、子育て」という部分ですが、取組方針 1-1 の項につきましては、一つ目の○地域のこどもという部分では 18 歳未満を想定しております。それで、ここの部分で「こども、子育て」にするというご意見ですけれども、1 番下で子育て中の保護者の支援当事者同士が集える場というのを載せているということで、こどもが集まる場と子育てしている方が集まる場ということで、1-1 の部分では書いてあると思います。

それに対しまして1-3の方は確かに「こども」というふうに書いてありますが、これは当然子育てを行っている方が相談対象になるということになります。こちらについては検討させていただきたいと思います。

○委員 ありがとうございます。次に不登校のところです。19ページ、小学生が217人、中学生が351人という数がありまして、これは大変な問題であり、本当に先駆的に取り組んでいただく必要があるんです。そこに42ページに出てくる「ひきこもり」という言葉が1つだけ入っている。このひきこもりというのを不登校と別個に考えていらっしゃるのかなと思うのですけれども、それはそれとして、今、中高年のひきこもりが大変多くなって社会問題になって、これについてどういうふうに取り組もうとしているのか。42ページにひと言だけ書いてあるだけで、施策として何かを考えていこうというものが見えないのですが、その辺りはいかがでしょう。

○事務局 こちらは36ページになりますが、取組方針2-2 組織横断的な相談支援体制の構築ということで、制度の狭間ですとか、あるいは今、所管課が明確になっていないことで上手く対応できていない部分についても包括的な支援体制を検討していくということで取組方針2-2に記載しております。そして42ページ取組方針7-1 誰もが活躍できる場づくりにつきまして、こちらは社会参加に関する取組で就労という部分にスポットを当てた取組内容になっております。

また、児童生徒の部分でございますが、こちらにつきましては46ページ、取組方針の9-3 積極的な支援の実施の2つ目の○で「問題を抱える児童生徒にきめ細かな対応を行うため、スクールソーシャルワーカー等を学校に派遣して、積極的な支援している」という記載をしております。

○委員 ありがとうございます。

○副会長 細かいところを見ていただいてありがとうございます。「こども、子育て」という文言は、今は「こども、子育て家庭」という呼び方で併記されることが多いですね。他にご意見いかがでしょうか。

○委員 私は32ページの体系図です。最初は文章だけで渡された時になかなか自分の立ち位置がわかりにくいと思っていて、今回初めて支援体制図を見て、やっと誰がどこに行くのかがわかるようになると思うところでした。ちょっと見たところ、「少しわかりにくい」というのが正直なところですね。たぶん下段が区役所の窓口なるんですかね。上段が地域の相談窓口になる、真ん中が困った人ということだと思うのですが、その辺がちょっと読み取りにくいと思ったので、もうちょっとわかりやすくなるというなと感じました。

○副会長 ありがとうございます。ここがかなり大切なところですね。今回初めて出てきました事務局で補足はございますか。

○事務局 包括的な支援体制のイメージ図と期待される役割や取組例ですが、左のイメージ図につきましては、委員がおっしゃるとおりで、上の円の図が地域での支え合いを示してございまして、下の図が区役所、いわゆる行政の相談支援体制ということで、区民の方がどちらでも相談することができるということ、行政が地域に対して支援を行うとともに地域から行政に対して情報提供をしていただくということをイメージ図として記載したものでございます。また、右側の期待される役割や取組例では区民、各団体、社協、区について記載しております。特に区民等に期待される役割や取組例につきましては今回初めて記載させていただきました。区民や団体部分に関する

る記載についてはご意見を賜りたく存じます。

○副会長 因みに長寿サポートセンターの位置づけですが、何かこういう書き方をした方がといったご提案などありますか。

○委員 長寿サポートセンターは高齢者の相談窓口ではあるんですけども、包括的に相談に乗れるという唯一の主任ケアマネージャーがいて、社会福祉士がいて保健師がいる窓口です。高齢者を通した色々な世帯に対しての取組しか私達はできなかったのですが、そういった意味では社協さんと同じように意外と幅広く相談に乗れる窓口であると仕事をしながらすごく感じていたところでした。

他の地域福祉計画を拝見させていただくと、この体系図に長寿サポートセンターの説明があつて、「専門職が配置されていますよ」みたいなことが書かれていたりします。本当に窓口に飛び込みで来てもらって「この窓口にいくといいですよ」という紹介くらいしか私達はできないですけども、そういった意味合いで長寿サポートセンターを、本来の窓口とは違うんですけども、活用していただけているので、もうちょっと活用して欲しい。この中でもう少し強く書いてもらってもいいと感じているところです。

○副会長 ありがとうございます。社会福祉法 106 条の 2 に「様々な包括的な支援体制の要の 1 つとして長寿サポートセンター、また、地域子育て支援の拠点や障害者の相談の拠点やこれらの要となる機関がかなり包括的に相談に乗って、自分の領域も飛び越えて協働していく」ことが書かれていますので、その点ではもう少し厚い書き方をしてはいかがかというところですね。

委員として私もこの部分で少しこだわりがあるので伝えさせていただきますと、32 ページの包括的な支援体制はあくまで「相談支援体制」であり、イコール包括的な支援体制ではない。ここに「地域づくり」ということが乗かって来るとまた図が変わってきますので、その点では 14 ページ、今、国の方で出している重層的支援体制整備事業の中でいえば、ローマ数字の I 番、この部分の包括的な相談支援体制だけを切り取って今 32 ページに書かれている状態ですので、これは参加支援や地域づくりに向けた支援ということを組み込んで書かなければ包括的な支援体制にならないと思うんです。

もう 1 つ、こだわりをお伝えさせていただくと、地域福祉コーディネーターが真ん中に書かれていますが、結局、地域をつくっていくのは住民・区民です。その区民の方々が行うということをもう少し打ち出した方が良いのではないかと思います。その点では右側の 33 ページの社会福祉協議会の役割には区民の活動の活動支援を行うと書かれています。あくまでも区民が主役であつて、それを支えるのが地域福祉コーディネーターはじめ専門職である、地域づくりということを組み込んでこの包括的支援体制を図にしていけば良いと思いました。

それでは皆さん方のご意見をお聞かせいただければと思います。

○委員 はじめに、これは単純なミスですけども、目次の第 1 章に 5 計画の基本理念と基本方針が抜けております。挿入すべきだと思います。

それに関わることでですけども、基本理念と基本方針が 9 ページ、10 ページに入っております。体系図の 31 ページに基本理念と基本方針が出ておりますけれども、この第 1 章における基本理念、基本方針の位置がここでいいのかがちょっとひっかかりました。この第 1 章は、趣旨とか背景とか考え方とか進め方が並んでいる章になっておりまして、この 5 計画の基本理念と基本方針だけはそこで話し合われて決まったこと、定められたことが入っているような気がします。最後の第 3 章 施策の推進に体系図がありまして、基本方針は 34 ページ以降で詳述がありまして、

その言葉、意味、課題がつながって出てくる。基本理念の詳しい説明文は第1章だけなんです。そうすると基本理念が埋没して大きく出てこない印象を受けました。時間のない方が江東区地域福祉計画はどういうものだろうとパッと見た時に基本理念が目飛び込んでこないというイメージを受けました。

重複するのかもしれませんが、施策の体系で少し丁寧な基本理念に対する説明を入れられるか、せめて上3行の文章に本計画で定められた基本理念「一人ひとりの尊厳が守られ、地域で共に支え合い、誰もが笑顔で安全に暮らせるまち」という基本理念の基、以下の施策体系に則って取組をしています、というような言葉を入れるとか、もう少し施策の推進にも基本理念が出てくるような編集を希望する次第です。

○副会長 ありがとうございます。最も大切な理念の部分を区民の方々に伝わるような形の書き方を具体的に31ページにも入れるべきだというご意見でした。事務局から何かこれに関してありますでしょうか。

○事務局 この場での回答は控えさせていただき、事務局にて検討させていただきます。

○副会長 会長の手が挙がっておりますので、一旦お戻しします。

○会長 委員長というよりは委員としての意見です。32ページの包括的支援体制は、まず、1つは包括的な相談支援体制ということで3行の説明が書いていますが、真ん中にある課題を抱えている人達がどういうふうに支援を受けていくのか、図だけで全部表現できる訳ではないので、少し文章で説明を入れるべきだろうと思います。

また、31ページに施策の体系、32ページに包括的支援体制、34ページに施策と取組という具体的なことが書いてあります。31ページに施策の体系の説明が34ページ以降の施策の取組として詳しく書いてあるので、順番的には施策の体系の後に、困っている方にこういうふうに支援を受けることができるんですよ、という流れにした方がいいのではないのでしょうか。皆さんのお話を聞いたりして、32ページに包括的な支援体制の図が入るのが若干唐突な感じがあります。

また、先程も意見が出ていましたが、図にわかりにくいサービスとか施設のことが書いてあるとわかりにくいので、文章で説明をするプラスこれは何のことを言っているのかということを入れた方がこの図の活用としてはいいのではないかと思います。

○副会長 この図の説明と位置ですね。ここまで議論してきた施策の体系が凝縮されてつながっていったものがこの図になっていくというところで、もう少し検討が必要だと思います。では続けてご意見をいただきたいと思います。

○委員 今の包括的支援、32ページを拝見してこういう考えかなと思ったのは、その前に11ページの図です。第1層、2層、3層、区全域、中圏域、小圏域。これと併せて考えた時に、地区社協のことです。現在、江東区には52万の人口のわりに1つしか社協がない。私はかねがね地区社協をつくるべきだ、それでなければ地域の困りごとやボランティアをしたり、助け合いをしようとするときにどこへいっていいかわからない、こういうことが結局は行政の手が届かないというところになっていくので、地区社協をつかってそういう中からみんなが助け合いそして、それを必要に応じて行政もしくはそれなりの介護のところにつないでいくんだらうと申し上げてきたんです。今の図だと真ん中にある「相談先が不明確」とありますが、正にそういうものがつくられていくことによって助け合いや支援につながっていくんだらうと期待しています。

○事務局 中圏域につきましては、地域福祉コーディネーターが地域課題を取りまとめて小圏域の活動支援をするということで11ページに記載しております。現在も地域福祉コーディネーターを社協職員が行っていますので、基本的にはその想定でいるということです。現在、地区を定めてそこに出向いて支援という形をとっているんですけども、拠点を設定の方が効率的にできるということもございます。この拠点の設置方法とか、職員数といったことにつきましては、今後の検討課題と認識しています。

○委員 ありがとうございます。次に43ページに8-1 個人情報の問題がありますが、これはそう変えられるものではないでしょうが、地元で町会を運営している中で個人情報が非常に災いし、先日も孤独死というものを迎えてしまいました。なかなか悩んだり苦しんだりしている人達がどこにいるのかが、住民としてすぐそばにいながなかなか入ってこない。これは民生委員の人達がそれなりの担当ということでしょうけれども、民生委員の人達だけで完全にできることではない。必要ならばそういうものが地域の人達、責任者に情報をいただきながら、見守りとか、声掛け運動ということをしていかないと孤独死というものは防げない。それでも防げないのが現実ですけども、このコロナで足の弱った人、認知症の人達が日常茶飯事でよくできています。町会としてもこの点を非常に心配しているところですけども、この個人情報というものが何とかならないのかと考えます。法律的にここで変えられるものではないということは承知しておりますけれども、ひと言述べさせていただきます。

次に在留外国人の問題です、47ページ10-1。1番下に多文化共生、国際化推進とあります。正にこれは江東区ではもっと具体的に進めないといけない施策だと思います。ここでは基本方針に留まらざるを得ないでしょうけれども、具体的にはもっとしっかりとした施策をつくり、行動計画につないでいただきたい。例えば私は城東地区の大島におりますけれども、城東地区は亀戸に中国の人達が非常に多い、大島地区はインドなど非常に多文化です。インドネシア、ベトナム、中国、色々な人達が住み、特にインドの人達が多く住んでおります。先日、学校側から話があって、中学生の日本語を教えるという機会がありました。夏休み中に子ども2人に日本語を教えたのですが、最初は「水道」や「空」といってもわからない。英語で辞書をひきながら会話を進めていきました。この子が中学2年生で、このまま中学校を卒業してどうするんだろう。聞いてみると親としては日本にそのまま在留していきたいという。この子がそのまま高校へ入れるだろうか、いったとしてもちゃんとした教育を受けて社会人になれるだろうか、言葉もわからない者が満足な仕事に就けるだろうか。そうは思えない。となると、この子はそれなりの年齢になった時に仕事があればきちんとした収入が得られないだろう、元気のない子は生活保護の対象になるかもしれない、そういう社会的不安、社会的コストがかかる時代が目の前にやってくるのではないかと。既に在留外国人でも生活保護を受けている方が相当数いるということ、実際には見ておりませんが耳にしております。

これからますますそういう社会になるので、これを具体的に進めていただかないと大変な社会になります。今、少子化の時代に子ども達を満足に育てていかなければ、少子化の時代を外国の子ども達が担ってくれるだろうか。そのままいけば彼らも何代かすれば日本人になる訳です。そういう意味で彼らを手厚く日本の文化を十分教育するというか、共生社会をつくっていただきたい、ということをお願いしたいと思います。

○副会長 ありがとうございました。地区社協のことは11ページの圏域の考え方を32ページの包括的な支援体制につなげていくと、より順番に沿っていくように受け止めました。個人情報は保護ばかりが際立ってしまっているところが問題な訳ですが、その観点。多文化共生というところ

ろを改めて強調いただいて、ここが大事だというご意見をいただきました。

もし具体的に「こういう文言を入れた方がいい」という文言がありましたら、意見シートに書いていただきたいと思います。残り時間が10分程になってしまいましたが、もう少し議論を続けたいと思います。

○委員 委員の仰っていた「計画の基本理念と基本方針」。流れとして第1章であるのは当然だと思いますが、第3章の冒頭にどういう書き方をするかはともかくとして、最初にああいった表で左の端に基本理念という書き方でなく、もう少しスポットライトが当たるような書き方をさせていただきたいというのが1点目です。

それから37ページに地域と行政のつながりをつくるというところで、中間支援組織が書かれている訳ですが、そういったものをどうやって行政として、特に江東区は育てるというか、つながりを持つのか。例えば福祉部では高齢者、子ども未来部では子どもの関係という形であって、地域振興部では協働事業を毎年募集して支援していただいているんですが、それが長期的な観点で育てているのかということも含めて考えていただきたい。これが2点目です。

3点目として資料編の51ページの5番目に子ども家庭支援センターのことが書いてあります。確かに年度内では6か所ですが、来年の5月には2か所増えることがわかっています。それについてもう少し丁寧に言及いただきたい。特に住吉、亀戸のサンストリートの跡も大分でき上がってきていますので、もう少し詳しく記述していただければと思います。

○副会長 ありがとうございます。2か所増えるんですね。このように共有の場でもあり、またそれが地域福祉計画につながっていきます。

○委員 33ページの期待される役割や取組例の各団体の※が入っているんですけど、これがどこかわからなくて。

○事務局 申し訳ございません。こちらの資料で例示を記載していないんですけど、こちらについても次回にお示しさせていただきたいと思います。

○委員 ありがとうございます。今の委員のお話を聞いてちょっと思っていることを。私はNPOということでこちらの場に参加させていただいています。委員のお話にもあったように、NPOの方は他の委員でもいらっしゃいますけれども、江東区は非常にNPOが活動しづらい。文句ではなくて、期待していないというのが正直なところなんです。それは期待したいですけども、基礎自治体でないと社会課題を解決するということはできないことなので、期待されない中で活動していくって本当に疲弊する。生きていかなきゃいけないので、他の自治体で活動している皆さんを見ると、本当にもったいないと思います。

私は子育てのところをやっているんで、例えば、東北、熊本。地震があって行政で対応できなくて、子育て支援団体が新たに役割を担って運営していらっしゃるような団体さんですとか、地方にいくとそれこそ私がやっているような子ども虐待のところ専門職でない方々が専門職のように学んで現場の支援に入っているような方々からもお問合せを受ける時があります。この地域福祉改革がどこまで具体的なことをされるのか、フォーカスされているのか、私は正直まだ理解していませんが、地域の団体とか地域の共生社会の力を育むにあたって、ただ区民に期待していてもそういう社会には今後5年10年後にはならない。断言します。

10年位前から子育て支援の取組をしていますけれども、50代の私の世代ですら地域活動に興味・関心を持っていない方が非常に多く、さらにお仕事が終わった年齢になると、興味を持たれ

る方もいらっしゃるかもしれませんが、土日を使いたいとか、そういう方と NPO が携わっていることは全く違う。行政だけでできる、すべて福祉法人に投げることで運営できるんだったらそれが 1 番いいと思いますが、市民を取り込むことの良さというのは地域の中に地域活動に従事する人が増えることで、何かがあった時に対応できる人達の層が厚くなるということがあると思う。正直、江東区はそこに対して余力があるから関心がないんだなというのが、私の認識です。今まで地域の中に主婦層や高齢者層というのが雇用というところに力を持っていかれてなかったから、その方達に期待して地域の共生社会に力を割いてもらっていたと思うが、これからの時代、特に江東区のような非常に暮らしやすく、便利なところでは共働き世帯が一般的だと思うので、そこを本当に考えていかないと、5 年、10 年、20 年後に地域の助け合いに参加しようという人は生まれないと私は思います。

私自身、冒頭にも言ったように期待していないですけれども、それは NPO に期待するって大変なことだと思いますので、やはり自治体は必ず円滑にサービスを届けなければいけないとなると、NPO では賄えないことがあると思うのですが、やはり育てていかないと、その層を厚くしていくという目標を持っていかないと、ここに書かれていることは難しいと正直思っています。団体同士の連携を強化するとか、公的機関と連携を強化するって、江東区の中で団体がやるって不可能です。なので、ここはもう少し考えて欲しいと思います。

○事務局 団体間の連携等について、今回の素案にも書かせていただいています、事務局としては 2 点、連携強化策があると考えております。1 つが地域福祉コーディネーターの数を増やして地域活動の支援をするということと。もう 1 つは中間支援組織をつくって団体の支援、団体間の連携を図る。この 2 点を進め、それらの連携を図っていきたいと考えております。

○委員 今の意見に私も同感です。先日、地域振興課の提案制度に手を挙げましたが、残念ながら落ちました。提案は「社会貢献大学をつくろう」というものでした。委員のお話にもあったように、定年になったり、土曜、日曜、仕事の合間に地域の活動に、助け合いに、子育てに、色々な形で何か応援したいと思う人達に呼び掛ける。全く分からないと言っても、なかなか自信がないから続かない。しかし、その人達に学んでいただき、そういう団体とつながっていく。そのことが地域社会の横のつながり、助け合いというものが広がっていくのではないかと。ぜひ、そういう講座のできるようなものを江東区としてつくって欲しい。それは区につくってくれというのではなく、区と共同でいかがでしょうかということ提案致しました。しかし、落ちたからといってこれで引き下がるのではなく、地域の人達が活き活き活動できるように、活き活き生活できるように、他者の困ったことを応援することは振り返ってみれば自分自身が健康になり、助けたことによって感謝の意を受け、健康になり、そのことが広がっていくだろう。そういう助け合い社会をつくっていくには NPO を期待したり、組織に依存するだけでなく、能動的にそういう物をつくっていく。これは浦安市や江戸川区で 10 数年前からやっていることです。真似をしろとは言わないが、本区でも人材育成を真剣に考えてもらいたい。そのように思います。

○副会長 今、一生懸命頑張っている方々を応援する仕掛けであったり、人づくりの仕組みについて実感込めてお話いただきました。皆さんも共感されたのではないかと思います。次回もつながっての協議ですので、意見シートに今回お話できなかったところをお書きいただければと思います。それでは会長にお戻し致します。

○会長 皆さん、積極的なご議論ありがとうございました。できましたら、意見シートの方には「具体的にこの部分にこの文言を入れてくれ」とか、「ここにこの説明文や図を入れてくれ」と

か、積極的に仰っていただいた方がより良いものになると思いますので、是非お手間をおかけしますが、宜しく申し上げます。

私も先程の地域福祉コーディネーターと中間支援組織をつかって支援していくということは大事だと思うけれども、委員からご意見があったように、私も関わっている他の自治体の方で NPO とかボランティア団体の方で色々な申請をしていただいて、こういう活動をしているので、こういう企画が出ていますとプレゼンしていただいたり、区民の方達の様々な困難であったりとか、困難を支援するだけではなくて、やはり「ここに住んで良かった」という幸せな気持ちになれるような、皆が楽しく笑顔で暮らせるようなまちづくりをするには人の力はどうしても欠かせないと思う。そういった活動をしてくださる方達にどんどん支援をしていって、お力を借りるということがなければ、これからはちょっとやっていけないだろうと思います。

外国人の話が出ていました。私は高齢領域が専門ですけれども、現場で介護労働をする人が全然足りなくて、ここから先、介護をする人がいなくなるのではないかという状況にもなっている。外国人だから中学を卒業すればそれでいいでしょうということではなく、もっと本当に社会で子どもを育てるといことの中に外国人の方達をキチンと入れていきながら、社会で大事にされて貢献できる場になっていくために日本人だけではなくて、外国人の子とかひきこもりとか不登校とか、そういう子ども達も含めて支援をどうやっていけばいいのか、より具体的に入れていかないと、皆さんのお話を聞いてさらに危機感が深まったので、是非、具体的にこういうことを他でもやっているよとか、そういう意見もいただきたいと思います。皆さんのお知恵を拝借しながらより良いものにして、具体的にこの計画が実質的に使えるものになる。単につくりましたというのでは意味がないので、本当に使えるものにしていくためにご協力をいただければと思います。どうぞ宜しくお願い致します。事務局より何かございますか。

○事務局 事務連絡です。次回の策定会議は 11 月 16 日午後 1 時 30 分より開催いたします。お忙しいことと存じますがご出席の程宜しく申し上げます。

2 点目は意見シートの提出です。素案につきましてご意見がございましたら、10 月 22 日金曜日まで事務局にご提出をお願いします。皆様からいただいたご意見を踏まえて、修正案を作成しその後、庁内で検討会に付すというスケジュールになっております。期間が短くて申し訳ありませんが、ご協力の程お願いします。長時間どうもありがとうございました。

○会長 只今の件についてご質問等ありますでしょうか。

それでは長時間熱心なご議論をいただきまして、ありがとうございました。以上をもちまして令和 3 年度第 4 回江東区地域福祉計画策定会議を終了致します。どうもありがとうございました。

○事務局 どうもありがとうございました。

—了—